

にスキーに行つた時、雪の降り積もつた美しい清水峠の山々を望んで、清水越を改修せられた人達の勞苦を想起し、夫れを各位と共に語り合ひたいと思ひ、尙どうせ書くなら清水越のことばかりでなく、又さう澤山もないのであるから内務省直轄道路橋梁工事としたらと思つて、これを書いたのである。間違ひも澤山あるに違ひない。又私の調らべ足らぬ處もあるだらう。こゝにいふ記録は無くないうちに、何かに書いて置くといふことは必要なことと思はれるから、誰方でも之等に關する材料をお持ちの方があつたらお知らせ下さる様お願い申し上げます。

宿場役人に就て〔六〕

和田篤憲

四 宿場役人と農民との關係

イ 緒言

儲、宿場役人と農民との關係を述ぶるに方り先づ本稿の目的と順序とを明かにしたい。即、以下に於ては農民と宿場役人の對立より生じた種々相を見るを目的とし、其は宿

驛に於ける人馬の不足と助郷村、宿驛對助郷村及農民對宿場役人の紛議の順序に依つて述べたいと思ふ。

抑々宿場役人と農民との關係は要するに宿場對助郷村の關係で、宿場の特殊な立場は従つて宿驛をば助郷村に對立的な關係に置き勝となつた。故を以て本稿の取扱ふべき事柄は、宿驛と助郷村の關係となる以上、多くは個人的の

ものではなく、集團的のものとして現はれるであらう。然して其叙述の態度が最初から宿驛と鄉村を對立關係に置いて考へてゐるやうに見えるのは、其れが實際さうであつたからなのである。然も尙兩者の間に存在すべく強ひられた矛盾の態様が如何なるものであつたかを全々無視してかゝつたやうにも見えるが、これ等に就ては以下、其必要なるに際して云々することゝしよう。

宿、宿場役人の本質に就ては本誌第十三卷第九號の拙稿に於て一應述べて置いたのであるが、其起源及其れが意味するところに尙一層詳細なる注釋を必要となすと共に、農民と直接對立關係に置かるべき宿場役人の全貌を今少しく詳密に説明して居くことが必要であると考へるので、成るべく要約して其等のことに觸れて居きたい。

こゝに宿場役人の起源に就て、折たく柴の記1)に見えてゐるものと驛肝錄2)に記載せられたものと其説を異にしてゐる一事がある。即前者は宿役人の設置をば徳川綱吉の時代となし、天領に於ては代官所の手代が驛政を見たる由を云

々し、後者は諸道宿驛の手代は寶永四年に置いたとしてゐる事である。抑々綱吉の在職年代は延寶から元祿にかけてであるから、其年間も相當に長く、何時の頃か判明しないが、驛肝錄のいへる處は實に寶永四年と判然してゐる。寶永年間には家宣の時代であるから若しも新井白石の説が間違つてゐたとしたならば、其間違は、相當甚しい思ひ違ひとなるであらう。驛遞志稿もこの驛肝錄を其考證に引いてゐるのであるから、多分驛肝錄の方を正しいとしていゝと思ふ。尙驛肝錄は正徳二年二月3)に東海道諸驛の宿手代を廢し與力同心を以て道中奉行に附屬せしめ、次で十月4)には、諸道各驛の宿手代を停むと書してゐるから、眞に正徳二年十月以後には各道を通じて宿驛には驛政を監視する上述の宿役人は居なくなり、主要街道には道中奉行の配下に屬せしめられた與力及同心が驛政を監督したことゝ思はれるが、それも如何なる程度に迄行はれてゐたものか判然としなない。然も與力二人、同心十人なりしに於てをやである。即、これらの衆は驛傳官たる道中奉行の監督權の行使を幾分か

でも手傳つたといふのに過ぎなかつたのであらうと思はれる。かくて正徳二年十月以後は上記の如き監督的地位に立つてゐた宿手代の如きものを名實共に失つた形であるから宿場役人は即、問屋年寄の如き驛政に實際立入つてゐた人々を意味することゝなつたのである。故を以て本稿に云爲すべき宿場役人の本體は正にこれ等の人々で、これ等の人々が助郷村の農民と對立の關係に置かれるのであるから、事實上階級と階級との間に生じた紛議ではなくて、それは寧ろ同一階級（或はそれに近いもの、總じて云へば庶民階級と名づけ、武士階級とは別箇のものである。）間に於て身分の異なる者達の間に起つた一種の紛議と見るべきであらうと思はれる。

ロ 宿驛に於ける人馬の不足と助郷村

一體助郷とは、已に周知の如く、近世の宿驛に於て其常備の人馬を使用し、尙繼立に不足を生じた場合に、此人馬の不足をば補充するために幕府より出役を命ぜられた郷村をばしかいふのであつて、事實は宿驛のために出役するの

ではなくて道路交通を圓滑ならしめんがための一手段に外ならないのであつた。それは敢くまで宿驛のための出役ではないがたゞ理由なくして不當の課役を助郷に命ずるとき始めて宿驛が農村に對して不當の出役を強ひることゝなり、結果、宿驛のために郷村が出役することゝなるのである。然らば問題として提出せらるべき二つのことに觸れるであらう。即、(一)助郷村の起りは何時項なるか、(二)農村の助郷に對する態度の變遷如何がこれである。

抑々傳馬制度を設け公用人馬の宿繼をしたことは上代より行はれたのであるが、助郷類似の方法を以て宿驛人馬の不足補充の方法を創めたのが秀吉であると云はれてゐる。

即左の如き文書はその事實を示してゐると思はれるのである。

一、從太閤様、京都から尾州清須迄、宿送御用之傳馬人足被仰付様々御朱印之寫しゆくおくり所々往還共一京より大津一大津より勢田一せたり守山一もり山より八まん山一八まん山より山さきしみなつ 油 瀬 下 鷹 一山さきよりさわ山一さわ山しみなつ ひこつみ からさき

より 岩名 清瀧 かしは原一かしは原よりたる井一樽井よ
須川 大野木

り大かき一大かきよりすのまた一すのまたよりきよす右人夫百
二百馬五十疋より内之時者如此可出之、過分に入候時者、此外
に隣郷則可出候御朱印無之者一切不申付者也

文祿三年正月十七日

御 朱 印

其後慶長十一年に至り、助馬の村を有したる宿驛が存在
すると稱する人もある位であるが、其後數年の慶長十六年
に至り、幕府は傳馬の法を定めてゐる。其後三十五年目の
正保三年十一月には、宿驛定額人馬を盡したるときの法例を
次の如く命じてゐる。即「凡定額百人百匹の人馬を盡して
更に求むるものあれば、宜しく其地の里正、驛長をして行
人に辭せしむべし。此時に當り行人皆順次に從て通過すべ
し。若此令に違ふものは皆之を罰せん。」と。これに依りて
見るも其頃に於ては助人馬のことは一般に行はれてゐたこ
とでなかつたらしい。然も交通量の増大は上記の如く宿驛
人馬以上に人馬を要したものであることが判る。かくて必
要上里正や驛長に不足人馬の繼立方を迫つたものが相當あ

つたのであらう。然も幕府は其必要を認めず、上記の如き
法例を出してかゝる申出を抑壓せしめてゐるのである。こ
れ無用の人馬を助郷せしむるときは農村の疲弊とならぬ迄
も、粗米等の徴收に何等かの影響あるべきことを願慮した
からである。事實正保三年より四十八年目の元祿七年この
年助郷の劃定を見た、まで各驛が助郷の劃定について云爲
しなかつたのは、各宿驛で便宜手段を以て近郊の人馬を雇
使し、以て不足に應じてゐたもので、貞享元祿の頃武士の
交通頻繁なるに際し漸く遞傳が滯滞を來すこととなり、此
の如き請議を提するに至つたものである。

然るにこゝに注目すべき延寶二年より創設せられた大垣
藩内の百匹傳馬の制定で、これは大垣藩内の宿驛即、大垣
赤坂兩宿の助郷中、大垣領内の助郷村々より出すべき助馬
の代りに用ひられたもので、一種の助郷制度と見られるで
あらう。これ元祿七年を去る二十年以前のことであつた。

以上の如く貞享元祿以前にあつては助郷村と宿驛とが未
だ對立關係に置かれる程矛盾を藏してはゐなかつた。否寧

る助郷制度は其成立の過程にあつたのである。故を以て一早く大垣藩の助郷制度は成立して成功を収めてゐる。

然るに其後該制度に對する矛盾は現はれ、宿驛と助郷村とは紛議を生じたものゝ如く元祿七年より十八年目の正徳三年三月の道中奉行の令達中には左の如き條項がある。¹²⁾

一 自今加宿助郷より御條目に相背き不埒之儀も候はゞ、其旨早速宿より可_レ訴_レ之、内々にて過料を取又は過意として助郷之者宿へ呼置候儀など、堅停止たるべき事

一 宿より助郷へも御條目に違ひ、不順之儀も有之候はゞ、助郷より早速可_レ訴_レ之、内々にて争論に及び、差出べき人馬滞べからざる事

右者今度道中筋不法之儀可_レ相改_レ旨被_レ仰出、御條目差遣に付猶又如_レ斯に候、御條目并此趣宿々問屋場に張紙にしるし置、助郷村々へも寫_レ之させ、宿助郷者堅可_レ相守、若違犯之輩於_レ有_レ之者可_レ爲_レ曲事_二者也

即、爾後享保二年に至るまでは種々該制度は匡正せられてゐるのである。¹³⁾かくて助郷制度は一先づ定まつたとは云ふものゝ、元祿七年以後よりは上述の如く種々宿驛村郷村

間に紛議を生じ、享保二年より三十九年目なる寶曆六年には武州豊島郡下板橋宿より宿助郷村之内六ヶ村人馬不參で往來傳馬役が差支へるの故を以て宿場役人より其吟味方を代官に願出で、代官は其趣を道中奉行に計り、道中奉行はそれにつき指令を與へてゐる。¹⁴⁾

尙其後明和、天明の凶歳と共に助郷村の負擔量の減少に依る助郷村の擴張等の結果、此頃より漸く不當課役に激しく立つた農民の一團は助郷一揆をさへ起すに至つたものである。¹⁵⁾

以上を通觀して助郷村の確立が交通漸く其多きを加へた元祿七年であり、助郷村の劃定以後交通量の増大は種々宿驛と助郷村との間に問題を惹起し、この頃より本格的に兩者の對立を示したが、遂に明和、天明の凶作及天變等を期としこゝに農民と宿場役人との對立を益々激化し、助郷村は其重課に堪へ得られざるに至るや、助郷一揆等の非常手段をも弄するにさへ至つたものである。

ハ 宿驛對助郷村

借、次に、宿驛と助郷村との六ヶしい關係をば圓滿なる平和的手段を以て解決せんとした二つの例を擧げるであらう。一は上述の大垣藩百足傳馬の制度で、他は武藏本庄宿の助郷會所である。

1 大垣藩百足傳馬制度

本制度は前述の如く助郷制度の一種で、實に延寶二年の創設にかゝるものである。抑々大垣藩内に於ける宿驛は中山道に當つてゐる赤坂宿と美濃路筋に當る大垣宿との兩宿であつた。然してこの兩宿助郷は寛永十七年、幕府より岡田將監の手代たる郡奉行、鈴木、村瀬の兩名に命じて各宿驛の附近一二里以前の諸村を各宿驛に配當し、助人馬を出さしめたるに始まる。當時の赤坂宿の助郷は高合せて一萬千百石で、外に高千八十一石一斗四升の赤坂町を含んでゐたのであつて、大垣宿（元祿七年の記録に依る。）は二十二ヶ村合せて高一萬二千百八十四石で、即此等の助郷は兩宿人馬の不足を補ふたものではあるが、大垣藩領内の助郷村に割宛てらるべき助馬は上記の百足傳馬を以て充當せ

られたものであつた。尙、その職分は始めの中は軍服用、御藏用にも使役せんとする目的であつたらしいが、事實助郷に課せらるゝ助馬として其役を勤めることが多かつたので、百足傳馬はむしろこの方面に重大な意義を有してゐるのである。

この制度は延寶二年より存続し明治二年に至つて廢せられたのであるから、其制度の大概は察知する事が出来るであらう。

2 武藏本庄宿の助郷會所¹⁶⁾

本助郷會所は明和五年の設置にかゝるものであるが、その設置が問題の頻繁に起つた明和年間であるのは、大垣藩の百足傳馬の創設せられた延寶年間とを比較して各々其意味を藏してゐて面白く感ぜられる。

借、寶曆以後助郷村は改役を問屋場に出張せしめ、助郷人馬日締帳の計算に立ち會したのであるが、明和五年以後は宿の前後に改所を設置し、問屋の交はした人馬札を檢査したのである。天明元年に兩改所を廢止して、以前の如

く改役を問屋場に出張せしめた。天保年間、新舊兩助郷が軋轢して、各々別に會所を置いたが、嘉永年間、一箇所と定め總代二人を出勤せしめたのである。尙助郷總代は、助郷四十三箇村から選出するのであるが、該村を十組に分け、毎年正月二十八日、牧西村小川彌市右衛の宅に會合して各組一人の總代を選び、總代十人中二人の當番を置き、一ヶ月十五日間を助郷會所に出勤し、内残りの一人は問屋場に居り、助郷人と協議して人馬の分配をなし、助郷人馬遣拂、勿錢勘定、往還人馬日締帳の計算に立會ひ、而して他の一人は助郷會所に留り助郷人馬の到着改、人馬遣拂改、助郷人馬の日締をした。即、問屋場の人馬日締帳に加判することとは兩總代の重要な仕事の一であつた。助郷總代の外に用元といふものがあつて、寛政以後は小川氏が世襲し、總代を選任したのである。この制度は助郷村の保護に當つたもので、大に重要なものである。又、東梅道の、品川、川崎、神奈川、程ヶ谷、戸塚、藤澤、平塚、諸宿の助郷村も亦日帳計算に立會つて居たものゝ如くである。

二 農民對宿場役人の紛議

次に農民が宿驛に反抗した際取るところの戰術には(一)勞役不勤 (二)愁訴 (三)一揆の三があつた。これに就ては先づ前述の助郷人馬不勤につき宿場役人の取計方に關する資料を示さう。

1 助郷人馬不勤の例

助郷人馬不參吟味取計方窺

覺

一、私御代官所中仙道武州豐島郡下板橋宿助郷村々之内、六ヶ村人馬不參仕、往來御傳馬役差支候由を以、右宿問屋共此段吟味願出申候

助郷人馬吟味之儀前々より其宿支配之御代官へ問屋共願出候節助郷村々私領寺社領の無差別ニ召呼吟味仕、難澁之村方は手鎖宿預等申付、不參人馬爲ニ勤理ニ候様取計候由申傳迄にて、先御代官より申送りも無御座候、村々の内には東叡山領其外私領寺社領等も御座候得ば、申傳迄にて私方へ村々呼出全味仕、咎等迄申付候儀如何に奉存候間、御奉行所へ右宿問屋とも御願に差出可申哉。若私方於て助郷村々召呼吟味仕不參人馬難澁の村方は咎等も申付候様被仰付候は、其度々不及窺御料私

領寺社領之無差別、皆等此以後申付候様可_レ仕候哉、御下知奉_レ候儀、以上

寶曆六年子十月

小野左太夫 印

道中

御奉行所

御下知書 前書の中仙道武州豊島郡下板橋宿助鄉村々不參有_レ之由、右下板橋宿願出候處、私領寺社領村にも有_レ之候得共、呼出し

可_レ被_二相候_一哉、若又及_二難澁_一候もの共も有_レ之候はゞ、御咎等

可_レ被_二申付_一哉之旨疑之趣令_二承知_一候、右體之儀其方役所にて可_二

相濟_一筋は呼出相糺し、其節於_レ及_二難澁_一は千鎖宿預け可_レ被_二申付_一候、吟味落着の節、咎等可_レ被_レ申程の儀は可_レ被_二相伺_一候、尤入組

候事者是又可_レ被_二申聞_一候

右之趣可_レ被_レ得_二其意_一候 以上

子 十月

曲 豊後守印 松 肥前守 印

小野左太夫殿

2 愁訴即合法的數願違動

前記した勞役不勤の例は其數最多く、これに次では愁訴、數願違動であるが、最も少ないのは助郷一揆である。即ち、不勤は消極的で運動と云ふことが出来ないであらうが、愁

訴は一揆と共に立派な運動である。尙助郷役の課せられたる地方に於てはこの愁訴は殆んど年中行事の如くに行はれてゐたと云はれてゐる。¹⁸⁾

3 違法的紛争即助郷一揆

尙、本事例については本誌第十三卷第四號所載の拙稿（同誌三三頁以下）を参照せられたい。

本 結 語

以上、宿場役人と農民との關係の見出しの下に於て、先づ、宿場役人の起源と農民との對立關係に置かるべき宿場役人の本質及この兩者の或特殊關係を是認し、本稿を叙述したのである。この場合助郷制度なるものを豫め肯定し、以て兩者の對立の種々相を見んとし、上記の順序を立て、述べたのである。然して此等の特殊關係の説明は主として宿驛に於ける人馬の不足と助郷村に於てなした心算である。尙、次で宿驛村助郷村に及び、平和的手段を用ひて成功を修めたる助郷村の事例を見、最後に兩者間の紛議に於て農民の用ひたる慣用手段の若干をも見たのである。

- (1) 「古事類苑」 政治部 四、一二四八頁
- (2) 「驛遞志稿考證」 第七百廿五節
- (3) 同上 第七百五十九節
- (4) 同上 第七百七十四節
- (5) 黒羽兵治郎氏、助郷制度に就いて、經濟論叢第三十四卷第二號一二九頁
- (6) 改定史籍集覽、第廿五册、五二四―五二五頁
- (7) 柴謙太郎氏、傳馬「經濟大辭書」二七八四頁
- (8) 黒羽氏同上論文 同誌 一三一頁
- (9) 「驛遞志稿考證」 第五百十五節
- (10) 同上 第六百六十八節
- (11) 井篁寺氏大垣藩百疋傳馬制度「日本交通史の研究」二八一頁
- (12) 日本財政經濟史料第四卷 八七六―八七七頁
- (13) 「驛遞志稿考證」 第八百十九節
- (14) 開傳叢書卷之一「日本經濟大典」第二五四―一九頁以下
- (15) 黒正巖氏、助郷に基く農民の紛争「日本交通史の研究」二三五頁以下
- (16) 「徳川時代之武藏本庄」 一〇九頁以下
- (17) 「日本財政經濟史料」 第九卷四八一頁以下
- (18) 黒正巖氏、前掲論文「同」二四二頁

自働車運送より觀たる橋梁・道路の構造〔三〕

菅 健 次 郎

四 道床不良の場合の工事施工方法

舗装をなす場合に最も留意をせねばならぬのは地下層の湿度の問題である。地下層が悪く道床不良の場合最も有効

なる工事施工方法如何と云ふ問題に就てアメリカで研究し且實驗した二三を紹介して御参考に供せむ。

アイオア州では地下層の湿度が多く道床が不良な場合に